

平成30年9月21日（金曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	30
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	30
（総務建設常任委員会）	30
（教育民生常任委員会）	33
委員長報告に対する質疑	35
一般質問	35
5番（木場隆司君）	35
8番（濱中幸三君）	37
6番（母倉正人君）	46
休憩（午前10時41分）	49
再開（午前10時55分）	49
1番（岡野能之君）	50
4番（高橋正博君）	62
2番（岡本経治君）	65
休憩（午前11時53分）	69
再開（午前11時55分）	69
7番（福本耕太君）	70
討論、採決	77
（議案第1号～議案第3号、議案第5号～議案第7号）	
議員の派遣	79
閉会中の継続調査申出	80
閉会（午後0時22分）	80

## 平成 30 年 9 月 21 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（濱中幸三君）	9 番（山崎勝義君）
10 番（川本貴也君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（井上正清君）

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（宮原隆昌）
教 育 長（下地芳文）	
総 務 課 長（鳥井基史）	企 画 課 長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（笹山恵子）	福 祉 課 長（奥村 忠）
健康増進課長（山本真由美）	住 民 環 境 課 長（高橋幸光）
建 設 課 長（濱口浩司）	農 林 水 産 課 長（川本公義）
商工観光課長（宮原正行）	教 育 総 務 課 長（佐伯浩二）
生涯学習課長（須浪宏和）	総務課副主幹（島原正喜）

## 議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（須藤英彦）
--------------	----------

## 議事日程 第 2 号

別紙のとおり

## 平成30年9月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年9月21日（金曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第1号 平成30年度土庄町一般会計補正予算(第3号)
- 第 4 議案第2号 平成30年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第3号 平成30年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第5号 土庄町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 7 議案第6号 土庄町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第7号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議員の派遣について
- 第 10 閉会中の継続調査申出について

## 開議

○議長（井上正清君）

おはようございます。

ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（井上正清君）

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（井上正清君）

総務建設常任委員長 濱野良一君。

○総務建設常任委員長（濱野良一君）

おはようございます。

本議会におきまして、議案第1号 平成30年度一般会計補正予算の所管部分と議案第5号 土庄町過疎地域自立促進計画の変更について、当委員会に付託をされました。この案件について9月19日に委員会を開催し審査いたしましたので、その結果について、順次、主な内容をご報告申し上げます。

総務課所管部分について、一般管理費は災害対応に伴う職員の時間外手当、庁舎建設事業に従事する嘱託職員の賃金です。嘱託職員の賃金については、当初予算では計上していませんでしたが、庁舎をはじめこども園、四海公民館など箱もの大型事業について、業者と折衝できる一級建築士が必要であることから、今年4月から採用しているとの説明がありました。

管財事務費は、旧湊崎小学校プールと旧町民プールのブロック塀撤去費、土庄町庁舎建設事業の旧土庄中央病院の地歴調査委託料です。

消防費関連では、団本部軽四積載車の仕様変更による追加費用、新基準の安全靴の費用、滝宮班の車両修繕費、サイレンの移設費用のほか、7月西日本豪雨と台風12号に伴う団本部・各分団549名旅費の増額補正の説明がありました。

災害対策事業の委託料は、本町地区の避難場所整備において、水路の整備と既存コンクリート壁のやり替えのための追加設計の委託料であり、補償補填及び賠償金はこれら工事に伴う電柱移転補償費であるとの説明がありました。

次に企画課所管部分についてです。

職員給与費の管理職員特別勤務手当については、災害対応のための水防本部設置に伴う予算不足による計上です。

人事給与事務費の委託料は、平成32年4月から施行の会計年度任用職員制度導入に伴う支援業務委託料です。

企画事務費については、新聞広告料、移住交流推進事業については、移住定住に関する調査の武庫川女子大学との協議等に伴う旅費に関する節の組み換えです。

域学連携交流事業の委託料は、武庫川女子大学との連携事業の委託料であります。

地域活性化支援事業については、11月に自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会が設立される予定であり、それに参加する経費であります。

次に、議案第5号 土庄町過疎地域自立促進計画の変更については、庁舎建設事業の基本設計を過疎債にあてるための計画変更であるとの説明がありました。

委員からは、武庫川女子大学との連携事業について、大事なことなので、アンケート結果がまとまれば報告してもらいたいとの意見がありました。

また、地域活性化支援事業における自転車を活用したまちづくりの推進については、自転車のマナー向上や事故防止の対策と合わせて、事業を推進してもらいたいとの意見がありました。

次に、出納室所管部分は、会計管理費10万8千円の補正です。出納室が債権者に送付する振込明細書に記載されている口座番号について、一部をアスタリスク化し、個人情報漏洩リスクを軽減するためのシステム改修委託料であるとの説明がありました。

続いて、税務課所管部分については、賦課徴収事務費157万9千円の補正です。

内訳としては、委託料は、口座振替納入通知書等の口座番号のアスタリスク化に伴うシステム改修に関わるもので、償還金利子及び割引料は、個人住民税及び法人住民税の還付金に不足を生じたための増額補正であるとの説明がありました。

委員から、システム改修について、同様の改修が複数の課にわたっているが、発注の方法はどうなっているかとの質問があり、同一業者に一括発注しており、予算はそれぞれの所管課で計上しているとの説明がありました。

農林水産課所管部分について、職員給与費17万3千円の増額補正は、災害対応に伴う管理職特別手当が不足するためです。

農業総務事務費28万円の増額補正は、度重なる警報発令時のエンジンポンプ運転による燃料不足や印刷製本費の不足によるものです。

食の安全・安心確保事業 10 万円の増額補正は、事業補助金を追加し、歳入の県費補助金 10 万円を補正し、充当いたします。

有害鳥獣被害防止対策事業 106 万 1 千円の増額補正は、イノシシ等が壊した農道や水路の石積を原形復旧する費用が不足するためです。

豊島食プロジェクト推進事業 50 万円の増額補正は、旧土庄中央病院のエアコンを豊島鮮魚に移設するための費用です。

町土地改良事業 50 万円は、7 月豪雨により被災した農道、ため池の改良工事の要望があったためです。

造林事業 69 万 4 千円の増額補正は、大部財産区の造林事業について、森林経営委託ができなくなったため、事業量が増加したためです。歳入の香川県緑のダム補助金 18 万 8 千円を補正し、充当いたします。

造林補助事業 113 万 8 千円の減額補正は、大部財産区の事業費が減少したためです。

大部財産区事業 174 万 5 千円の増額補正は、大部財産区が行う事業費が増加したためです。

漁港維持管理費 1 万 4 千円の増額補正は、漁港施設使用料の過年度還付が発生したためです。

田井漁港整備事業 230 万円の増額補正は、田井漁港の埋立免許に伴う竣工認可書作成のための委託料です。

農地災害復旧費は、旅費 1 万円と、7 月豪雨により被災した農地の災害査定設計書を作成するため、223 万 1 千円の増額補正をしています。

農業用施設災害復旧事業は、旅費 1 万円と、7 月豪雨により被災した農道等を修繕するため、752 万円の増額補正をしています。

漁港災害復旧事業費 397 万円の増額補正は、7 月豪雨等により漁港に漂流したごみの撤去費です。

林業施設災害復旧事業 30 万円の増額補正は、7 月豪雨により被災した野口林道の路肩の修繕費です。

委員から、有害鳥獣被害防止対策事業の修繕対象について質問があり、執行部からは、町が管理している農道、水路の原形復旧を行うとの回答がありました。また、漁港災害復旧事業について、ごみの撤去について質問があり、執行部からは、撤去には処分も含まれているとの回答がありました。

続いて、商工観光課から商工観光課所管部分の補正予算額は、470 万 9 千円の増額補正です。主な内容として、観光事務費の産廃処理手数料については、町がイベント用の備品置き場として使用している柚倉庫に残っている冷蔵庫等の廃棄処分にかかる手数料です。

また、地域資源活性化事業の報償費は、2 年後のソーメンサミットに向けてソ

ーメン研究家を招聘するための費用です。

また、同事業において、観光にとって要所となる土渕海峡のフレトピア公園のイルミネーションが老朽化しているため、撤去、設置工事を行うための費用として324万円の増額補正がありました。

日本遺産推進事業114万4千円は、日本遺産登録の再チャレンジに向けての旅費及び負担金であるとの説明がありました。

委員から、土渕海峡のイルミネーションについては、今回修繕しても同じような状況が今後も生じるのではないかと質問があり、執行部からLED電球に交換するので以前より耐久性が上がり、長期間使用できるようになるとの回答がありました。

次に、建設課所管分について、土木管理費は、大雨及び台風による水防本部設置に伴う時間外手当等の不足によるものです。

道路橋りょう費は、町道2路線の修繕、6路線の舗装修繕工事を行うものです。また、新庁舎建設に伴う進入路等検討に係る委託料として、町道要鉄川西線測量設計委託料291万6千円を計上しています。

河川費は、2河川の修繕及び1地区の生活排水施設整備工事を予定しています。

港湾費は、漂着船8隻のえい航手数料及び町管理港湾2港の工事費です。

都市計画費につきましては、下水施設4か所の修繕費であり、主に西岡ポンプ場のポンプ修繕費です。

住宅費は、ブロックの配筋を測定するコンクリート探知機の購入費です。

公共土木施設災害復旧費につきましては、平成30年7月豪雨及び台風20号により被災した道路等の復旧費であります。

以上、総務建設常任委員会へ付託されました案件について審査した結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（井上正清君）

教育民生常任委員長 山崎勝義君。

○教育民生常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。

補正予算議案第1号 平成30年度一般会計補正予算（第3号）の所管部分と議案第2号、第3号の特別会計補正予算、議案第6号、議案第7号の条例関係について、当委員会に付託されました。この案件について、9月19日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について順次、主な内容をご報告申し上げます。

福祉課所管部分の一般会計補正予算では、災害対応に伴う管理職職員への手

当の増額と、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計への繰出金の増額補正をしようとするものとの説明がありました。

次に、議案第2号 国民健康保険事業特別会計では、法改正に係るシステム改修費及び特別調整交付金申請支援のための委託料並びに個人情報保護のためのシステム改修費と前年度の事業確定に伴う国庫等返還金について増額補正をしようとするものとの説明がありました。

次に、議案第3号 介護保険事業特別会計では、個人情報保護のためのシステム改修費と、前年度の事業確定に伴う国庫等返還金について増額補正をしようとするものとの説明がありました。

続いて、教育総務課所管部分については、瞳保育所建設事業 346万7千円は、駐車場整備工事のコンクリート舗装面積が増えたことによるものです。

小学校維持管理費 16万円は、豊島小学校のシロアリ駆除及び補修費用です。

中学校維持管理費 31万3千円は、土庄中学校の部室建物の修繕及び校舎階段の塗装塗り替え費用です。

条例関係では、議案第6号 土庄町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例は、土庄放課後児童クラブの移転により位置を改正するもの、議案第7号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものと説明がありました。

次に、生涯学習課の所管部分として、公民館維持管理費の中央公民館駐車場改修工事 376万5千円は、町道拡幅工事に伴い駐車場が狭くなるため、植込みや照明を撤去してスペースを確保するものとの説明がありました。

また、中央公民館大ホールの空調設備復旧に係る設計委託料は、285万9千円の増額補正です。

そのほか、7月以降の豪雨、台風接近時の避難所開設に伴う職員手当などの説明がありました。

住民環境課所管部分の補正予算額は、28万2千円です。

主な理由として、町営住宅で白蟻の被害があり、近隣住宅への拡散防止のため、駆除を行うための委託費との説明がありました。

健康増進課所管の一般会計では、災害対応に伴う管理職手当への増額補正との説明がありました。

以上、教育民生常任委員会へ付託されました案件について審査した結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（井上正清君）

これもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。



## 委員長報告に対する質疑

○議長（井上正清君）

これより各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。  
総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。  
質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、  
これをもって終了いたします。

○議長（井上正清君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。  
質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、  
これをもって終了いたします。

## 一般質問

○議長（井上正清君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては、簡潔・明瞭に答弁いただきますようよろしくお  
願いいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（井上正清君）

5番 木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

5番、木場隆司でございます。

私のほうから1点、お尋ねしたいと思います。内容は、人口減少と町債残高  
及び財政調整基金についてであります。

世界の人口は、毎年8,300万人ずつ増加し、現在196の国で76億人の人が住  
んでおるようでございます。2050年には98億人と推測されております。これに  
対しまして、わが国日本は、現在の1億2,670万人から2060年には8,674万人  
と減少する。同比率で土庄町を見ると、現在の14,000人から2060年には9,600

人となります。

人口減少が続く中、29年度の町債残高は97億3,700万円。町民1人当たりには69万円の借金、また、財政調整基金は25億800万円で、町民1人当たりには18万円の貯金となっておる。29年度の公債費は8億3,700万円で、新土庄小学校建設、小豆島中央病院建設等により、公債費の増加、財政調整基金の減少が見込まれ、財政は厳しい状況が、今後続くと思われま。

新設統合こども園建設、土庄町庁舎建設事業、一般廃棄物処理施設整備事業など、多額の予算を必要とする事業が進み、財政は更に非常に厳しくなると想定されます。

人口減少高齢化が進む中、町債残高の増加、また増加による公債費の増加、財政調整基金の減少をどのように対応していくのか、その考え方を聞きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（井上正清君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

木場議員のご質問にお答えいたします。平成29年度の中期財政計画では、平成32年度まで大型の公共事業が集中して計画されておりまして、財源のほとんどを補助金と町債で予定しているため、町債残高は上昇し、30年度末では112億円以上となる見込みであります。

しかし、その町債については、交付税措置が見込めるものを主に充当しております。辺地債の8割をはじめ過疎債や緊急減災・防災事業債の7割は、公債費として償還する元利金の8割または7割を交付税として算入される仕組みにより歳出の増額に対応する形で交付税も増額となっております、実質的な公債費の負担は2割または3割となります。

しかしながら、有利な町債の対象となる事業であるかどうか、加えて辺地債などは香川県下で一定額の枠というものがあるため、対象事業であっても際限なく借り入れが可能というわけではございません。また、交付税措置の算入が高い町債であっても、返済までの償還期間は10年から12年と短いため、事業費が大きくなるほど公債費として元利償還金の単年度負担は多くなるため、町財政を圧迫する可能性は大いにあります。

また算入される交付税自体も減少傾向にあるため、公債費分が増加しても、全体としてはカット、もしくは調整された後の総額が減少すると、より財政を圧迫する恐れもございます。

公債費は、平成30年度当初予算では9億500万円台、34年度には10億6,000万円を超える予測となっております。現時点では、平成36年度から数年は公債費償還費のピーク状態が続くと予想され、人口減少の続く土庄町において、必

要なインフラ整備を行う中でも中期的な財政計画を立て、事業そのものの中止や適正な規模への縮小、事業開始時期の延期も含めて十分な計画検討を徹底することで歳出を抑制するなど厳しく精査する必要があると考えております。

歳入全体につきましては、町税の徴収率の向上を図ることや使用料等の適正化を図り、人口減少による影響を最小限に留められるよう引き続き努めてまいります。

大型事業の続く今後は、財政調整基金の減少を念頭に、費用対効果を重視しながらスクラップアンドビルドの考えにより歳出を抑制しつつ、補助金及び自主財源の確保につなげ、安定した町財政になるよう努めてまいります。

○議長（井上正清君）

5番 木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

いろいろな場所で今の町はどななつとんどということ、こういう建物を作るとか作る計画だと言いましたら、必ず次々箱物を作って大丈夫かという声が聞かれます。普通に考えたらまさにその通りだと思います。私が若い時にも近所の年寄りに言われました。家が綺麗になったら懐がさみしいとまさにそうじゃないかなと思います。これから土庄町の人口がどんどん増えていく時代であればいいんですけれども、当然のように減少に歯止めをかけると言っても減少していく時代がくるはずだと。そうなりますと、今現在14,000人で借金しているものが、借り入れしているのが1万人で借り入れしているというような格好になっていこうかと。将来の人口減少に向けて、またいろいろ箱物も更新しないといけませんけれども、費用等につきましては、できるだけ費用対効果を考えていただいて、今後取り組んでいただけたらと思います。以上でございます。終わります。

○議長（井上正清君）

8番 濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

8番、濱中です。

私は豊島唐櫃栄山地区の太陽光発電計画について質問いたします。

栄山地区の太陽光発電計画用地において、用地造成を行った土壌からコンクリートがら、アスファルトがら、木くず、廃プラスチック、金属くずなどの産業廃棄物が広範囲にわたって不法投棄されていることが、香川県によって明らかにされ、現在廃棄物の撤去作業が行われています。

用地造成は、二度に渡って行われており、平成27年に行われた用地造成は、平成5年頃に海岸近くに不法投棄された産業廃棄物を含む汚泥を掘り起こし、

太陽光発電施設用地に持ち込んだものであると思われます。

その土質は、非常に軟弱であり、降雨による法面の流失が著しいところから、がれき類など産業廃棄物を含む建設汚泥による用地造成と考えられ、この上に太陽光発電施設を設置することはできないと思われます。

土庄町は、事業者から事業計画書、土質調査などを提出させ、速やかに土庄町自然環境保全条例を適用して、地域の環境保全を図ることが強く求められています。

昭和48年3月29日制定の土庄町自然環境保全条例の前文には、「自然は、人間生存の基盤であり、豊かな情操を養い、すぐれた文化をはぐくんできた母胎である。澄みきった海と空、白砂青松の海岸、恵まれた小豆島の自然は、かけがえのない先祖からの遺産であり、郷土発展の基盤である。しかるに、ややもすればこの自然の価値を忘れ、これを破壊し、自然界の調和を乱し、自らの生活環境と類まれな島の自然美を悪化させようとしている。われわれは、今こそ自然の価値を深く認識し、その恩恵を永久に享受できるよう自然を保護することを町民共通の責務として最善の努力を払わなければならない。ここに、郷土の自然環境を保全することを町政の基調として確立し、自然と調和した生活環境を創造することを決意して、この条例を制定する。」とあります。

かなり昔に制定されたものですが、今まさに適用しなければ、いつ適用をするのでしょうか。事業者は町民でなく、広島の実業家がお金儲けのために、豊島が一番美しい景観、備讃瀬戸の景観を破壊し、更にその上に太陽光パネルを設置しようとしています。

豊島自治連合会は、弁護士を雇い、今年の2月から毎日現場に立ち、400万円を使い、また業者を告発するなど、環境保全のため考えられる最善の努力を続けています。町の支援がどうしても必要です。先に明かりも見えています。町を挙げての強力な後押しをお願いします。

質問の具体的な項目が3つあります。

なぜ土庄町自然環境保全条例の適用を躊躇するのですか。

2点目、土庄町の職員も毎週現地に入り指導を続けていますが、どのような指導をしているのでしょうか。

3点目、全ての廃棄物が完全に除去されていますか。以上です。

○議長（井上正清君）

住民環境課長 高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員のご質問にお答えいたします。土庄町自然環境保全条例の適用ですが、今回の太陽光発電設置計画では、計画敷地は整地する程度であり、また香川県との協議の中で、現時点では開発行為に該当しないものと位置づけられて

いることから、6月議会でもご説明させていただきましたとおり、土庄町自然環境保全条例の適用につきましては難しいものと考えております。

次に、どのような指導しているかにつきましては、現地では廃棄物があれば、選別・除去し、適正に処理するよう指導しております。

また、全ての廃棄物を完全に除去されているかにつきましては、廃棄物があれば除去するように指導しているところでございます。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

今の課長の答弁は、県の答弁と同じで、全く先ほど私が読み上げました土庄町自然環境保全条例の精神を全く感じていない、無視しているというような答弁であると私は思います。

まず現地なんですけれども、ほとんど開発とかしてないと言いますけれども、多分課長も現地に入って見られていると思いますけれども、1haにわたって山林が無残に壊され、その上に2万m<sup>3</sup>以上の汚泥が運び込まれています。その上に太陽光発電を計画しているということでもあります。その現場を見て、どのように感じておられますか。本当に条例は適用しなくていいのですか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員の再質問にお答えいたします。私もこの7月、8月に2度ほど現地で指導のために入らせていただいております。7月につきましては少し雨の降った後、それと8月には天気のすごく暑い日だったと記憶しております。土につきましては粘り気のあるような土、ただ晴れた日にはカチカチになるような土質だったと記憶しております。以上です。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

先ほど僕が読み上げました土庄町自然環境保全条例は、本当に素晴らしい条例だと思うんですが、これについて課長はどのように感じておられるのか。また2万m<sup>3</sup>におよぶ土砂埋立て用地造成が本当に見過ごしていいものかどうかお聞きしたいです。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

再質問にお答えいたします。現在香川県の指導の下、業者の方で産業廃棄物、

土砂の中に入っている産業廃棄物について撤去しているような作業をしております。私も自然保護に対しては、十分に守っていくべきものだと考えております。以上です。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

自然環境保全条例の中には、自然を守ることは町の責務であるというふうに書いてあります。この責務であるということについていかがに思われますか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員の再質問にお答えいたします。町の責務についてでございますけれども、この条例等々を読み解きながら、それとあと、県、環境省高松事務所等々と相談、協議しながら、今現在廃棄物の処理に対して注視し、また現地でも入っているところでございます。そういうふうなところで引き続き考えていきたいと思っております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

県、環境省との協議をしているということでしたけれども、香川県知事は、なぜ土庄町は自然環境保全条例を適用しないのかということをおっしゃっています。

また、経産省も町の応援が欲しいと言っています。これらのことについて、いかがお思いますか。どういうふうにお思いますか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

これにつきましても、確認させていただきたいと思っております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

はい。ぜひ、知事に直接尋ねていただきたいと思っております。県の職員は、あまり感じてないようですので。よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、2番目なんですけれども、私たちは、今年の2月から現地に入って毎日、土日は休みですけれども、毎日上から現場を見てます。そうすると、県の職員が入ってきて、立ち会って、廃棄物の選別をしているのを見ていますけれども、その時は多分きちんとやってると思っておりますけれども、県の職員も町の

職員も入っていない時があります。そういう時は、かなりルーズにやられてると思います。なおかつ、最初の一段目なんですけれども、ここは県の職員も町の職員も入っておりません。そういうことで豊島の自治連合会では第一段目は、もう一度やり直してほしいというようなことを県に対して申し出ております。このことについて、お伺いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員の質問にお答えいたします。一段目の除去作業につきましても、香川県の方に伝えて参りたいと考えております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

香川県の方に伝えて一段目もやり直してくれるようお願いをさせていただきたいと思います。

それから3点目なんですけれども、全ての廃棄物が完全に除去されているのかということです。これについてどう思っておられますか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

再質問にお答えいたします。廃棄物があれば除去するように、私どもが現地に行っても指導しているところでございます。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

県知事もですね、全ての廃棄物は除去するというを言っています。ただ、我々が見た感じでは、小さな廃棄物はそのまま埋め戻されているというように感じます。この小さな廃棄物の取り扱いについてどう思われてますか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

質問にお答えいたします。回答は同じになりますが、廃棄物があれば除去するように指導してまいります。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

県の答弁と一緒にです。廃棄物があれば撤去するというのを我々も聞いておりますが、全てちっちゃな、例えば2 cm角、1 cm角の廃棄物も撤去の対象になるんですか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

お答えいたします。再度、廃棄物があれば除去するよう指導しているところでございます。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

廃棄物があればということなんで、1 cmや2 cmの廃棄物も撤去されるものと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、現在掘り起こしている周辺にも廃棄物が埋められております。その周辺部分の廃棄物の撤去については、どのようにする予定なのかをお伺ひしたいと思います。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

お答えいたします。今回の場合、産業廃棄物ということの中で県の指導の下、廃棄物の除去作業が現場で行われているところでございます。区域外の部分につきましても県のほうに伝えて参りたいと考えております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

町の職員も県の職員と併任辞令を持って現地に入っておりますので、主体的に周辺の部分についても調査して、廃棄物も同じように入っていると思いますので、県のほうと相談しながら周辺部分の廃棄物も徹底的に撤去していただきたいと思います。

それで県のほうは、周辺部分の木を切り倒した分も産廃やと僕たちは言っているんですが、県のほうは切り倒した木は一般廃棄物だから町に聞いてくれと言われてます。そのあたりどう、判断基準はいかがなものでしょうか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

濱中議員の質問にお答えいたします。伐採林につきましては、一般廃棄物と



考えております。

○議長（井上正清君）

8番 濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

一般廃棄物に該当するらしいですけれども、それは今後どのようにしていく予定がありますか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

この件につきましては、後日協議して対応したいと考えております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

最初に埋立てするときに、切り取った木の枝や幹は、一般廃棄物ということで処理されると思いますが、既に汚泥の中には木くずが入っております。この木くずの処理については、どういうふうな処理がされるのでしょうか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

お答えいたします。木くず、先ほど言われたコンクリートがら、それぞれ分別して処理していくものだと考えております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

木くずは今現在、分別、選別して木くずの処理をコンクリートがらとかと同じようにしていると思いますが、本来木くずを含む汚泥については、分別ではなくて管理型処分場へ持って行って処分しなければならないと思います。このあたりの解釈はいかがなものでしょうか。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

お答えいたします。この案件につきましては、産業廃棄物の取り扱いに対する考え方だと思います。ここで即答申し上げられませんが、県に確認の上、また話をさせていただきたいと考えております。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8 番（濱中幸三君）

ぜひ、県と相談していただきたいと思います。それから、現地の泥は、コーン指数が 200 以下の汚泥と思われれます。このような泥を埋め立て、この上に太陽光発電施設を設置するためには、どんな注意が必要なのか。教えていただきたいと思います。課長は土木関係の仕事をされているので、こういうような汚泥の上に物を作るということは、どういうふうな注意が必要なのか教えていただきたいと思います。

○議長（井上正清君）

高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

この件につきましては、いろんな状況が加味された中でのものであると判断いたしますので、それまでの状況、内容等々が全部分かっているわけではございませんので申し訳ございません。お答えできません。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8 番（濱中幸三君）

一般的に汚泥の上に、または泥土の上に物を作るということは困難な仕事だと言われております。例えば指針なんかを読んでみますと、土壌改良が必要であるとか法面の勾配とか法面の植生とか土留めとかどうするのか。太陽光パネルを設置するのであれば、その基礎はどんなふうな基礎にするのか。排水路はどうするのか。こういうことの指導が必要だと思います。こういう指導をして、もし太陽光発電をするのであれば町のほうは自然環境保全するため、もしくは災害の防除のためにいろいろ施策を進めていかななくてはならないと思います。その施策を進めるためには、どうしても土庄町自然環境保全条例を適用してですね、企業に対して計画書を出させ、そこについて計画書の中を徹底的に検討していただいてどういうふうな処理が必要か、それを業者に対して言っていただきたいと思います。我々は業者に対して、あれせえこれせえと言えないので、町のほうが自然環境保全条例を適用すれば、業者は簡単に指導できると思います。

それで私は、再度土庄町自然環境保全条例の適用をお願いしたいと思います。町長の前向きな回答をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

濱中議員の再質問にお答えしますが、まず、補足も含めてお話をさせていただきます。

土庄町自然環境保全条例、これにつきましては、その前にですね、昨年浜田知事と一緒に経産省にも行きました。栄山地区の今回太陽光を設置する場所はどうしてもあそこはなんとかならないかと、経産省のほうからのOKをいただいているので、経産省のほうがもうあそこがだめですよということを言っていたら一番いいんですけど、という話もいきました。その中で先ほど、濱中議員言われた土庄町自然環境保全条例を適用したらいいんじゃないのとも言われましたので、このあたりは土庄町もコンプライアンスに則って、今年の2月に弁護士さんのほうに一応聞いております。その中でですね、個人的にはどうしても環境保護条例を、保全条例を使いたいということでありましたが、弁護士さんの回答ではですね、この条例では対応できないと思うと。

理由はですね、元々の産業廃棄物ていうのは、先ほども言われた平成5年でしたっけ6年、そこに埋めたのを上に持って上がった、その時点でヘリポートも潰して埋めたということで、それは5年前か8年前か分かりませんが、その時に森林法とかみどり条例を適用していないということの中からですね、なかなか町として単独で自然環境保全条例の適用は難しいなということを言われておまして、今日現在までできております。

ただ先ほど言われたように、豊島の問題でその前にいろんな大きい産廃もありました。豊島の産廃の島というのを払拭するために、観光の島ということも位置づけていくためにも、これはどうしても阻止しないといけないということで浜田知事も中心になってやってきてここまでできましたが、今後ですね、先ほど言われた汚泥の話、僕が聞いている話ではバケツで、2cm、3cmのは下に落ちるような、そういうバケツで取っていると聞いておりますので、基本的には残った土壌も全て撤去するべきだと思っております。それが法的にどこまで適用するかというのは、先ほど豊島の方が県のほうに告発もしているということなんでそのあたりは注視しながらですね、もしそういうことが適用になるのであれば、ぜひ撤去してほしいなと思っております。

その後ですね、設置できるのかどうかということも含めてこれから検討していく必要があると思いますが、まずは土壌はきちんと豊島になかったものだと思います。ですから、なかったものは豊島から外に出していただきたいという豊島の人の思いも聞いておりますので、そのあたりは十分、そのあたりを踏まえて町としても対応はしていきたいと思っておりますので、前向きにあそこは太陽光設置というのは非常に厳しいとは個人的にも思っていますし、できる範囲で努力していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

町長は、積極的にこの問題に関わっていただいております。豊島の住民は非常に感謝しております。先ほど、スケルトンバケットの選別とおっしゃいましたが、スケルトンバケットの目の大きさは10 cm×20 cmであります。この大きさであれば、レンガなんかでも目を通して下に落ちてしまいます。それを手選別で拾ってやっていくわけなんで、ほんと10 cmくらいの大きさを全て手選別でやるということで非常に大変な作業ですし、全て撤去するというにはならないと私は思っております。

それから、県のみどり条例の適用につきましても、私たちは何回も適用しろと言っているんですが、どうしても以前から開発されているということで適用しないということなんですけれども、土庄町としては、県のみどり条例の適用には関係なくて、土庄町が制定した自然環境保全条例です。先ほど、前文の中には素晴らしい文言がいっぱい入ってます。これに対して、土庄町が手を打たないという手はないと僕は思っています。この自然環境保全条例の適用によって、事業が止まるかと言えば止まらないかもしれませんが、ただ、この適用の中で先ほど町長がおっしゃっていただきました、外から豊島に持ち込んだ廃棄物を含む汚泥は全部出していただきたいというのは、まさに豊島の住民の思っていることです。ぜひ汚泥を含む産業廃棄物は島の外へ出してほしいと思います。これが実現すれば多分その費用が十数億は最低かかると思うので、業者は太陽光発電は断念するものと思います。今後とも町の全面的なバックアップをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上正清君）

6番 母倉正人君。

○6番（母倉正人君）

6番、母倉です。質問をしたいと思います。よろしくお願ひします。

本年度も半ばにさしかかっております。町政運営全般にわたって順調に進捗しているものと思っておりますが、今の時点で特に気になる2点について、現状と今後の見通し、方向性について執行部の見解をお聞きしたいと思ひます。

ひとつは、町のランドデザイン策定事業及び北部地域資源活性化計画策定事業の進捗状況と今後の見通し、内容の方向性です。もうひとつは障害者雇用率にからんだ執行組織の指揮、職員指揮の基本的な考え方はどうか。いわば役場をどのように職場として、町民の付託にこたえていこうとしているのか質問したいと思ひます。

1点目は、町のランドデザインの策定事業及び北部地域資源活性化計画策定事業の進捗状況と今後の見通し、計画の方向性についてであります。町のランドデザインについて、昨年6月議会において取り上げたところ、全町域のグ

ランドデザインを作成する方向性で進むとのことでありました。他方、今年の3月議会には北海岸の景観を生かした賑わい創出を取り上げたところ、北部地域資源活性化計画というものを委託方式で策定するとのことでありました。

この2つのプランは、町全体にとっても、北部にとっても誠に意義のあるものであり、私は執行部の考え方を評価し、大いに期待しているところです。

そこで、この2点のプランの進捗状況と今後の見通し、また策定作業を進める中でどのような議論が交わされているのか、どのような論点整理がなされているのか。時期的には言いにくい部分もあろうかと思いますが、計画の方向性について現時点の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（井上正清君）

企画課長 椎木 孝君。

○企画課長（椎木 孝君）

母倉議員のご質問にお答えをいたします。

土庄町では、町全体の将来像を見据え、長期的・総合的な視点でのまちづくりの方向性などを示すランドデザインの策定にあたり、昨年度に庁内プロジェクトチームを立ち上げ、検討・資料収集等を行いました。

土庄町ランドデザイン策定におきましては、長期的な視点で本町のまちづくりの方向性と取り組むべき地域課題に対応する施策等を検討する必要があることから、本年度におきまして、土庄町ランドデザイン策定業務委託により、本町の施策・事業の洗い出しや関連計画の整理、本町を取り巻く社会環境や財政状況のほか、各地域、北部地域を含めまして年齢層など分野ごとの住民等の課題認識やニーズを調査・分析するなど、ランドデザイン策定の基礎調査を行う予定であります。また、その基礎調査を基に平成31年度に土庄町ランドデザイン策定に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（井上正清君）

母倉正人君。

○6番（母倉正人君）

町のランドデザインについては、庁舎位置、認定こども園など、ランドデザインの中のランドマークとなるべき要素がランドデザインに先行している現実かと思えます。今回特に、再考を企図したことや行政運営上の役割を考えれば、一層のスピード感が求められるものではないかと思えます。全町域を対象としたランドデザインにふさわしい巨視的な視点を持つものになることを期待しております。ついで、北部地域資源活性化計画については、専門的な知見を持つシンクタンクに委託中ということで、斬新、効果的な視点で北部の資源化を考えていただけるものと期待しております。

なお、3月議会の執行部説明にあった片桐地区の東屋は、大部地区住民の公募によって、こぼれ美島展望台と命名されました。大部港湾地区からも、こぼれ美島の展望台におきまして、一帯が資源として大きな潜在力を秘めていると思われるのでランドデザインと関連させながら、委託者による掘り下げた研究を期待しております。

続いて2点目でございますが、執行部はどのような職場を作ることによって町民の付託に応えていけるのか。執行部組織の指揮、職員指揮に関する基本的な考え方であります。

超高齢化社会へと進む社会変化の中、国において働き方改革に関する議論が盛んになされているなど、現在の社会は、全国の各界各層の職場の様相が大きく変化する時期にあると思われまます。

私は経験上、職場や団体の任務を効果的に達成するためには、職員個々の士気と能力に加え、組織構成員の結びつきの在り方が重大な意味を持つと考えています。それは社会の繁栄であり、国家的宿命のひとつである共生社会の構築も雇用制度、公務員制度の運用を通じて実現されるべき課題であると思ひます。

こうした中で起こった中央省庁等の障害者雇用率の件は、当該機関の制度理解や主権者国民に対する姿勢にも疑問を抱かせかねないものであると思ひます。

土庄町は、雇用率の法定基準をクリアするなど、共生社会を目指す雇用制度公務員制度の枠内で良好な職場形成に努めているようですが、一方にあるのは基礎的自治体の役割が増大する中で職員の減という方向性であり、余程うまくやらないとどこかにひずみが生じかねないという環境と推察します。

自治体を取り巻く困難な環境の中、人事・組織担当部門においてどのような職場を作ることによって町民の付託に応えていこうとしているのか、基本的な考え方をお聞きしたいと思ひます。

○議長（井上正清君）

企画課長 椎木 孝君。

○企画課長（椎木 孝君）

母倉議員の2問目のご質問にお答えをいたします。

近年、行政に対するニーズは益々多様化・高度化してきております。地方分権の流れの中、自治体組織においては、自ら考え、対応する力が必要となつてきております。

土庄町では、国の指針により、平成18年度に土庄町行財政改革集中プランを策定し、定員管理計画の下、職員数の削減を図り、限られた財源と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう行財政運営の推進を図ってまいりました。

また、土庄町人材育成基本方針を踏まえ、従来から職員研修と併せて人事管理や職場の環境づくりを含め、総合的な人材育成・組織づくりに取り組んでま

いました。職員一人ひとりの能力を向上させ、その能力が最大限に発揮されることで組織の活性化を図り、組織全体の強化と成果に結実させていくことができる組織づくりを目指しておるところでございます。

今後におきましても、効果的な能力開発や適正な定員管理、また適材適所の人員配置などにより、職員個々の能力と組織全体として組織力の向上が両輪として働くことで、職員にとって働きやすい職場、また住民にとって役に立つ組織でありたいと考えておるところでございます。そして住民福祉のさらなる向上のため、職員一人ひとりが常に改革、改善の意識を持ち、スピード感を持って何事にも積極的に挑戦する職場風土づくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（井上正清君）

母倉正人君。

○6番（母倉正人君）

どのような職場を目指すかということについては、行政機関、そしてコンプライアンスは言うまでもなく、より雇用制度、公務員制度への理解を深めていただき、職員個々の力量アップはもとより、チームの役場として行政執行にかかる総合力を高め、町民付託に応えられるよう、職場づくりを進められるよう期待しております。以上で私の質問を終わりたいと思います。

## 休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。再開は10時55分といたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時55分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（井上正清君）  
再開いたします。

○議長（井上正清君）  
1 番 岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）  
1 番、岡野です。

質問の許可をいただきましたので、災害時における土庄町の防災・減災の取り組みについて1項目、11点にわたり質問いたします。

この数か月の間に集中豪雨、台風、地震等大規模災害が多発しており、土庄町についても大規模災害が起こることが想定されます。そこで、土庄町の防災、減災についての取り組みについてお伺いしますが、質問に入る前に、まずもって、自然災害により尊い命を奪われた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、今なお避難生活を続けられている方々に心からお見舞い申し上げます。

それでは質問に入ります。地震については、全国的にどこの地域においても震度7以上が起きる可能性があり、7月の豪雨の降水量は、気象庁の発表では九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が、観測史上第1位となり、また台風の接近による高潮で関西国際空港など多くの地域が浸水したことを踏まえてお答えください。

1点ずつ質問します。

1点目、土庄町地域防災計画書の見直しについてお伺いします。

○議長（井上正清君）  
総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

それでは、岡野議員の1点目のご質問にお答えいたします。

土庄町地域防災計画の見直しについてでございますけれども、災害対策基本法の規定によりまして、毎年検討を加え、必要な場合は修正することとされております。本町におきましても概ね毎年修正を行っておりまして、本年度は熊本地震や平成28年台風10号災害、平成29年7月九州北部豪雨等において顕在化した課題等の対策について見直しを行いまして、今年11日に開催いたしました土庄町防災会議でご審議いただいたところでございます。

○議長（井上正清君）  
岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

土庄町地域防災計画については、様々な点で計画されていると思いますが、ただ他の自治体、法人、また団体等と様々な協定を結んでいます、更新され



ていないという部分があると思います。というのが、前町長の名前で協定を結んでいる部分がたくさんあるんですが、そのようなことについてはどういうことでしょうか。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

お答えいたします。災害協定につきましては、おっしゃるように香川県下一斉に、全市町首長名で協定を結んでおるものと、また町単独で結んでおるものがございますけれども、当初に協定を結んだままでございます。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

そのあたりも含めて、今からですね、観覧される方が誤解を招く可能性がありますので、県の方、またその他の地域の自治体とですね、協議していただきたいと思います。

2 点目に移ります。土砂災害ハザードマップの見直しについてお伺いします。

○議長（井上正清君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

お答えいたします。2 点目でございますが、本年度、香川県が指定する土砂災害警戒区域が追加されたことを踏まえまして、来年度にハザードマップを更新したいと考えております。以上です。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

来年度される場合、間違いなく私たちの地域にもですね、あのような豪雨が起る可能性がありますので、そのあたりを含めてマップの見直しをやりたいと思います。

3 点目に移ります。現在、土砂災害が発生している箇所の対応状況についてお伺いします。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

お答えいたします。3 点目でございますけれども、7 月豪雨災害では、降り始めからの雨量が 300 mm を超えまして、町内各地で土砂崩れが発生いたしました。中でも鹿島地区、大谷地区では民家に土砂が迫っていたことから、住民の安全

確保のために、鹿島地区で8世帯19人、大谷地区で10世帯28人に対し、7月7日9時30分に避難指示を発令いたしました。その後応急対策の実施によりまして、7月13日には鹿島地区の避難指示は解除いたしました。大谷地区につきましても、安全性確保のため、現在対策が進められております。なお、台風接近や大雨が予想される場合には戸別訪問いたしまして、避難の呼びかけをしております。

これの直近の状況でございますけれども、大谷地区につきましては、昨日の夜ですね、大谷自治会へ出向きまして、この出しております避難指示の解除に向けた方向性を説明いたしました。と言いますのも、現場は土砂がありましたものを取りまして、法面も県のご協力をいただきまして、斜度ですね、法面を緩やかにし、ブルーシートをかけ、緊急的な避難指示の要素は解消されたという判断をもちまして、ご説明に行ったところであります。なおこの後、定例会が終わりまして、土庄町の水防本部会議を開催し、大谷地区につきましては、避難指示の解除に向けて協議を進めようと思っております。以上です。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1番（岡野能之君）

3番については理解いたしました。

4番、町内の砂防ダム等の施設について、今現在の状況をお知らせください。

○議長（井上正清君）

濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

ご質問にお答えいたします。平成30年7月豪雨では、気象庁の雨量データによりますと、甚大な被害を受けた岡山県倉敷市で7月5日から8日までの累計雨量が276.5mm、同じく愛媛県の宇和島市で381.5mmの雨量を観測しております。

土庄町におきましても、香川県の土庄雨量観測所で271mm、豊島観測所で322mmの被災地と同程度の累計雨量を観測しておりますが、香川県からは、大規模な土砂災害は発生しておらず、砂防ダム等の施設に被害は生じていないというふうにお聞きしております。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1番（岡野能之君）

あの降水量で被害が起きていないということは、大変良かったと思いますが、ただこれからもですね、危ない地域がたくさんあると思いますので、町の方からもですね、県に今現在砂防ダムでどのように堆積している土砂があるかとか、それから新しい建設についてですね、強く要望していただきたいと思っております。

続きまして、5番、7月豪雨、台風20、21号の浸水地域の確認、また今後の対応についてお聞かせください。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

5点目の質問についてお答えいたします。住宅の浸水につきましては、7月豪雨では床下浸水3件、8月の台風20号では床下浸水1件、今月の台風21号では床下浸水2件でございます。

用水路等から海水が逆流する箇所があることから、逆流を防止するゲートの設置を県に要望するとともに、土嚢積みを行うことで、被害を軽減できるものと考えております。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1番（岡野能之君）

浸水した地域なんですけれども、私消防団で活動しておりまして、災害時には四海地区から出られない状況なんで、四海地区でですね、伊喜末で赤崎、浜、宮下地区、新開地区が浸水しております。また小江地区においても2か所浸水しておりまして、ただ浸水した時間がですね、雨があまり降ってなくて、潮も大潮でないというところで浸水しているということは、これからも何度も浸水するという可能性がありますので、町としての対応はどのような対応をしていただけなのかお聞かせください。

○議長（井上正清君）

濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

お答えいたします。先ほど総務課からあった被害の情報や地域の方々からお寄せ頂きました情報によりまして、まずは現地調査を行いまして、浸水の原因を各所管する機関に情報提供するということをして、対応につきまして検討していただいています。建設課が所管する箇所につきましては、短期的にする部分と長期的にする部分を計画いたしまして、対応してまいります。以上です。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1番（岡野能之君）

私、四海地区だけのことを言いましたが、その他の地域も高潮で浸水する可能性があるところが多いと思います。ただ先ほども言いましたように、あのぐらいの雨で、潮でという部分で浸かるということは、本当に命の危険に関わるようなことになると思いますので、ぜひとも早急に対策を練っていただきたい

と思います。

次に6番、情報の伝達体制についてお聞かせください。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

6点目についてお答えいたします。現在、町からの防災情報は、防災行政無線と町ホームページでお知らせをいたしております。このほか、Lアラートというシステムを通じまして、町が発信した避難情報を県の防災情報メール、大手携帯会社の緊急速報メール、かがわ防災 Web ポータル、テレビ等から視聴、確認できます。

なお、町が整備しております、かがわ Wi-Fi のスポットもございまして、土庄港、フレトピア公園、エンジェルロード公園、大坂城残石記念公園、大部港、唐櫃港、家浦港、土庄町総合会館の8か所近辺でも受信できます。以上です。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1番（岡野能之君）

情報の伝達体制については、今現在町がやっていることにプラスしてですね、熊本地震の際、避難生活において災害の情報ツールは、スマートフォンだつたと言われております。活用するには、インターネットの接続環境が必要不可欠であり、避難所の公衆無線 LAN は、大いにその力を発揮したという報告があり、アンケートでは、特に役に立った、どちらかというと役に立ったという人が、93.5%の調査結果になっております。

また総務省では、防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画を2016年12月に策定し、2019年度までに約3万か所の整備を官民で力を合わせて進めていくとしていますが、土庄町の今現在の対応はどのようなことになっていきますでしょうか。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

議員おっしゃるとおり、スマートフォン、この頃1人1台以上所持しております。また、熊本地震においても非常に役立ったという情報も承知しております。ただ独自で Wi-Fi 設備を整備するということは、費用的にもすごくかかるものでございまして、先ほど申しましたかがわ Wi-Fi の整備につきましても、香川県とですね、タイアップと言うか、共同で設置しておるものでございます。こういったことを町単独のみならず、県等と共同してですね、できるだけ避難所等の整備も含めてですね、これから先、整備するよう検討していきたいと思

います。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

Wi-Fi の設置なんですけれども、土庄町独自で計画していただきたいと思えます。というのも Wi-Fi は防災だけではなく、観光面においても発揮すると思えますので、そのあたりも踏まえて、それと総務省の方からの指示なので、たぶん国の補助等もあると思えますので、そこらへんも計画の中に入れてですね、早急に対策を練っていただきたいと思えます。

次に 7 番、社会福祉協議会との連携について、というのが社会福祉協議会がですね、被災時にはボランティアの受け入れ、また救援物資の受け入れの窓口が、全て社協になると思えますので、そのあたり土庄町とどのような話をされているのかお聞かせください。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

7 点目のご質問にお答えいたします。大規模災害時の物資輸送につきましては、香川県が一次物資拠点であるサンメッセ香川に集積し、その後二次物資拠点であります土庄町総合会館に輸送されます。ここまでは県が行いまして、土庄町総合会館から避難所への物資輸送につきましては、町が行うこととなります。

また、ボランティアの要請と受け入れの調整につきましては、情報集約を町と連携しつつ、社会福祉協議会が主体となって行うことになっております。このことにつきましては、土庄町地域防災計画の中に、ボランティア活動環境整備計画及びボランティア受入計画のところで取り決めをしております。以上です。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

実際にですね、他の被災地に行ってですね、僕も宇和島の方まで支援物資を運ばせていただいたんですけども、その際、聞いた際、社協との連絡、また町、行政、県との連絡がうまくいかなくて、受入態勢がうまく出来なかったということなので、できればこういう被災が起きた場合にはこういうふうにするというシュミレーションをですね、年に何回かやっていただきたい。そのように思っております。

続きまして 8 番、香川県広域水道企業団との災害時における連携について、企業団に水道の方がなりましたので、断水等になった場合どのような対処をし

ていただけるのかお聞かせください。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

8点目のご質問にお答えいたします。今年4月に設立されました香川県広域水道企業団と構成団体であります香川県及び8市8町におきましては、災害時の水道施設の復旧等に関する協定を締結していたしました。こちらにつきましても、地域防災計画の中に記載、謳いこんでおります。

地震等の自然災害、渇水、水道施設事故等の発生に伴いまして、大規模な断水等が発生した場合におきましては、関係機関が緊密な連携を保ち、住民生活の維持と安全を確保するために、水道施設の迅速かつ円滑な復旧等を図ることを目的としておりまして、具体的には災害情報の共有、水道施設の復旧、復旧作業に対する協力、応急給水作業に対する協力、相互応援、費用の負担等に関して事項を定めておるものでございます。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1番（岡野能之君）

このことについても、また同じようなお願いになるんですけれども、実際に7月の集中豪雨では、浄水場がそのまま土砂災害に巻き込まれてですね、水道機能が発揮しない場合、行政として県が指導するのか、町が指導するのかという部分でやりとりがかなり難しかった話を聞いております。そのあたりもですね、今事前に協議していただいているという話を聞きましたし、協定も結んでいるとも聞きましたが、実際に土庄町の浄水場等の部分がですね、大丈夫かどうかということを再度企業団と連絡を取って、相談していただきたいと思います。

次にですね、防災教育についてどのようなことを行われているかお聞かせください。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

9点目についてお答えいたします。大規模災害発生時におきましては、まず自分自身の身を守る自助が有効であると考えております。

今年度、学校の避難訓練の際に活用するなど災害時に備えるとともに、防災意識の向上を図るため、県の補助事業を活用して小中学校に防災用ヘルメットを配布いたしました。

また、平成25年度から毎年実施されております香川県シェイクアウトを小中学校をはじめ町民の皆様にも周知しております。これは、地震を想定して参加者

が一斉に身を守る安全確保行動を行うという訓練でございます。東日本大震災の後、平成 28 年 4 月に発生しました熊本地震では、連続した 2 度の大きな揺れにより甚大な被害が発生し、改めて自助の重要性が確認されたところでございます。以上でございます。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

教育については、訓練等々を行っているということを今お伺いしました。それとですね、その他に一般町民の方なんですけれども、震災時には防災のリーダーとなる、核となる方が必要になってくると思います。そのあたりですね、町内で防災士等の資格を持った方がどのくらいおられるか把握してますでしょうか。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

防災士の資格を持っておる者、町が把握しているのは 3 名だったと思います。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

私の今聞いたところの考えなんですけれども、3 名というのはかなり少ない人数なので、もしあれでしたら、防災士を取るような仕組みを作っていただくとか、現在防災士の資格を持っていただいている方に講演等をしていただいですね、防災とはどのようなものかというようなことを教育するような場面を作っていただきたいと思います。

次にですね、避難路の確保、整備についてお伺いします。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

10 点目の質問にお答えいたします。住宅地には、傾斜地や狭小な道が多いことに加え、本町の住宅の耐震化率が 56.6%と全国平均 82%、県平均 75%を大きく下回っていることから、大規模地震発生時には建物の倒壊により、避難路が塞がれることが考えられます。

住宅の耐震診断や耐震化に対する助成のほか、ハード整備も進めておりますが、ソフト面におきましても、住民に対し、避難経路の複数確保をお願いするほか、防災情報の提供など普及啓発を継続して図ってまいりたいとこのように考えております。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

避難路についてはですね、先ほど言われたように町民の方に避難路を周知することも本当に一番大事なことだと思います。それとですね、やはり先ほど質問した時に出たように浸水する箇所が多いので、そのあたりもですね、例えば鹿島や小瀬の道路に設置してある誘導灯などについては、町としてはどのように感じているのかお聞かせください。道路で点滅しているやつ、浸水しても光るらしい。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

今岡野議員言われました大木戸から鹿島へ抜けるあたりのカーブとか、あれにつきましましては、議員おっしゃるように冠水してもですね、非常に見やすいということで、今一部に整備しております。ああいった感じで、費用的にも高額にはならないため、ああいった防災の整備をですね、引き続き考えていきたいと考えております。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

そのあたりも含めてですね、避難路の整備はもちろんのこと、今できることからですね、やっていただきたいと思います。

それから 11 番の避難所について、これも 1 つずつ聞きます。土庄町指定、緊急指定避難場所以外に自治会館など自主的に開放している避難所との土庄町の連携、また開いているところの耐震、土砂災害を受ける可能性はあるかどうかを把握しているかどうかお伺いします。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

11 点目につきましてお答えいたします。本町管内では、避難に関する住民発令時に、自治会館など指定避難場所以外の施設を開放していただいていることは承知いたしております。

地域の皆さまにとっては、昔から馴染みのある場所であること、また比較的自宅から近いというメリットがある一方、土砂災害警戒区域内の場所であったり、耐震性など安全面での課題が存在する施設も少なからずあることから、まずもって指定避難所への避難を推奨しつつ、今後は安全性を確認し、要件を満



たす施設につきましては、管理者と協定を結ぶなど、指定緊急避難場所として開設できるよう検討してまいります。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1番（岡野能之君）

そのことについてなんですけれども、安全性を確認するのも早急にしていただきたいんですが、土砂災害、ハザードマップの指定避難場所とですね、指定とは書いていないんですが避難場所と町が指定する避難場所にずれがあるんです。ですから町民の方がホームページを見た場合にですね、ここが町が指定している場所だなという認識を受ける可能性がありますので、先ほど課長が言われたようにできるだけ多くの箇所がある方が、歩きの方、また高齢者の方に対して、また障害を持っている方に対して、安全・安心を与えられると思いますので、ぜひともそのあたりを含めてですね、指定避難場所を増やしていただきたい。指定避難場所については、先ほど防災士の話もしたんですけれども、防災のリーダーを各地域にですね、1人、2人作っていくような格好で進めていただけたらなと思っております。

それから次にですね、高齢者、また障害者への対応、これ重なるんですけれども、歩行が困難な方や毛布が持参できない方に、町の広報ではですね、持参してくださいというようなことを書いてますので、どうやって持参するんだというお声をたくさんお伺いしていますのでそのあたりを含めてちょっとお伺いをします。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

お答えいたします。避難所で提供する食料、また毛布は、町としては備蓄しておりまして、必要に応じて職員が避難所等に配布しておりますが、一方で自助・共助等から、日頃から非常用持出袋等の備えを推奨するとともにですね、台風や大雨など事前に予知できる災害に対しては、避難の際に食料や毛布等の持参をお願いしているところであります。

また高齢者、障害者、乳幼児等避難される方は、どなたが来られるか分かりません。今現在はですね、避難所開設ということで一般の方を対象としております。例えば妊産婦であれば安静が必要、横になりにくいとか、また乳幼児であれば授乳室が必要だとか、高齢者であれば寝たきりの場合はエアマットやベッドとか、そういった個々の対応が必要であるとは承知いたしておりますが、今現在の指定避難所、緊急指定避難場所につきましては、ここまでの対応は出来ておりません。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

そこまでの対応が出来ていないというところなので、例えば障害者用のトイレとか、また障害者に対しては避難行動支援者として把握していると思いますので、またその方たちに個別の計画を立てられてるかとか、言われたように女性、子どもへの配慮が必要となってくると思いますので、財政厳しい中とは思いますが、そのあたりも準備していただくようよろしく願いいたします。

次は、備蓄品の搬送について、話が重なるんですけども、備蓄品を保管している場所が、土庄町内、県の備蓄品が北浦公民館、町の備蓄品が法務局しかないと思うんですけども、町の備蓄品をですね、運ぶ際、もし橋がというような話にもなりますので、そのあたりを含めてお答えください。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

お答えいたします。備蓄品の確保につきましては、香川県の知事の方針も出まして、平成 29 年度末に必要な品、数を備蓄するよという方針が出ております。土庄町も 1 年前倒して、量につきましては確保いたしました。同じく知事の言われる分散備蓄、各避難所ごとに備蓄をなさという方針は、今、議員おっしゃるとおり、分散備蓄は出来ておりません。なぜかと申しますと分散備蓄は確かに一番効率、有効だと思いますけれども、それぞれの避難所のスペースとか、また管理とかそういった面も考慮しつつ、少しずつですね、分散箇所を広げていく予定でおります。現在は豊島、役場、旧法務局跡、沖之島に少しというふうな分散備蓄で進捗しております。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

できるだけですね、分散していただきたいと思います。何度も申しますが、土庄町は浸水する地域が多いので、いざというときに運べないというような格好になればですね、皆さんに食料をどうやって供給するのかというふうな話にもなりますので、できるだけ分散していただきたいと思います。

次にですね、携帯電話等の電源、また停電が予想されるので、非常用の明かりとかについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

お答えいたします。直近の災害では、北海道の地震のニュースを見ますと、携帯電話の充電を求めて長い行列ができたというのをテレビで拝見いたしました。本町といたしましては、電力の確保につきましては、各地区の拠点となる施設には、太陽光パネルや蓄電池を設置し、電力会社からの電力供給が遮断された場合でも、災害用務に必要な最低限の機能を維持できるよう対策を進めておりますが、避難者が利用するに足りるまでの電源の確保には至っておりません。課題となっております。以上でございます。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

そのあたりについてもですね、やはり電気というのは大変必要でございますので、町の方で対処していただきたいと思っております。

後ですね、避難所で一番に聞かなければいけなかったことがあったんですけども、現在の指定避難場所にてですね、収容できる人数は、町民に対してどのくらいの割合の方が収容できるのかというところは、どのくらいの数になっていきますでしょうか。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

まずですね、指定避難所につきましては、町が 20 か所指定しております。そこでは各収容人員が施設ごとに出ておりまして、計算する際には 1 人 3.5 ㎡という基準がございます。それを参考にしますと、まず指定避難所におきましては、全町民の 52%が収容できるということでございます。また指定緊急避難場所につきましては、こちらは場所でございますので、グラウンド等も入ります。グラウンド等全て入れますと 55 か所指定しております。その中でも建物だけに限定いたしますと、指定緊急避難場所が人口の 68%を収容できるという計算で今現在確保しております。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

その割合で私自身が、収容人数が対応できているのかどうか分からないんですけども、他地域のですね、震災されたところの話を聞きながらですね、土庄町民が安心して避難できるかどうかという数字をですね、土庄町で考えていただきたいと思っております。

最後に町長にお伺いします。先日ですね、浜田知事がですね、県として防災・減災対策を強化し、災害に強い香川を作っていくと言われております。土庄町

におきましても防災計画書の中にですね、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施するとともに、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努めるとありますが、町長の全体的な防災に対しての考えをお聞かせください。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それではお答えさせていただきます。当然小豆島は島国で、隣には小豆島町しかありません。ですから小豆島町、土庄町、当然連携しながらやることが不可欠です。その後高松から見て小豆島の場合、これは地震なんですけれど、土庄港は耐震岸壁が出来ております。小豆島唯一の耐震岸壁です。これは地震の時です。あと大雨とか洪水の場合はですね、各港あります。そんな中で寸断された場合には、各港を利用しながら、あと消防団、消防署の職員、県との防災場所のお互いにですね、共有しながら、またこの間、整備局の方も来られました。整備局とも連携し、今回初めて来ました。今まで何で来なかったんって言ったんですけど。それは土庄町と小豆島町に1人ずつ、その前は2人ずつか。来ました。そういう連携もしながらですね、これから町民の安心・安全、島民の安心・安全を守っていこうと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1番（岡野能之君）

町長も前向きに防災のことについて考えていただけるということなので、私自身やっぱり、町民の生命、身体及び財産を守ることを第一に考えなければならぬと思っております。財政は厳しいとは思いますが、災害に強い町、また被災後の対応がしっかりとできる町、災害に対して町民の知識が豊富で意識が高い町を目指し、土庄町ではハード、ソフトそれぞれの両面に充実を図ることが町民の安心に繋がり、また移住、観光客の増加に繋がると思われますので、防災・減災対策に対して土庄町も前向きに進めてください。質問は以上です。

○議長（井上正清君）

4番 高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

4番、高橋でございます。一般質問をさせていただきたいと思っております。

1点だけなんですけど、障害者支援事業所の設置についてでございます。

現在土庄町は、平成28年に施行されました障害者差別解消法の主旨を踏まえ、

土庄町障害のある人もない人も共に安心して暮らせる町づくり条例を、通称障害者差別解消条例を本年 4 月より施行しております。この条例は、町民、事業所及び町が連携して共生社会の実現を目指していこうとするものであると理解しております。

さて、旧池田町にご承知の通り障害者特別支援学校が設立されようとしております。この支援学校は、中学生まで修業できるということでございます。高校からは、高松の養護学校に通わなければならないという実情であります。

実は、保護者とご本人にとって本質的な問題の解決にはなっていないような気がいたします。養護学校を卒業してからどのように自立して生活していくのか。保護者とご本人にとって、一番苦悩するところでもあります。

小豆島で安心して暮らして生活できる収入が得られるのが、何よりの関係者の望むところなのです。残念ながら小豆島はもちろんのこと、土庄町にそういう安心して安定的に自立して、収入が得られる就労支援先はございません。

ちなみに障害者支援事業所には、A型、B型の 2 つのタイプがあります。平成 24 年の A 型平均賃金、月 68,691 円、これも同じく平成 24 年の B 型平均賃金、月 14,960 円であります。大きく収入に違いがあり、現在、土庄町には B 型支援事業所しか存在いたしません。ひまわりの家でございます。障害者の方々が安心して生活していけるためには、A 型支援事業所が必要なように思います。

土庄町は、条例を制定したのですから、是非とも今後の町づくりに、町づくりの計画に含めていくべきだと考えております。町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（井上正清君）

福祉課長 奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

高橋議員のご質問にお答えいたします。

障害をお持ちの方の就労につきましては、一人ひとりの障害の部位や程度、特性等に応じまして、適切な職業に従事することができるようにするためには、多様な就業の機会の確保を図っていくことが必要であると考えております。

そのうち一般就労につきましては、地元企業のご理解も少しずつ進んできておりまして、就業の機会も増えつつあると感じておりますが、就労移行支援を行う事業所や就労継続支援事業所につきましては、不足しているというのが現状でございます。

特に、議員ご指摘の就労継続支援 A 型の事業所につきましては、残念ながら町内また郡内にもございません。ただ、この A 型事業所につきましては、昨年、岡山・香川等で事業展開しておりました「あじさいの友」が事業所を一斉に閉鎖し、多くの障害者の方が解雇された例を含めまして、全国で事業所の廃止が

相次いでおりまして、安定した事業運営の困難さが指摘されているところでもあります。

町といたしましては、小豆郡自立支援協議会の就労支援部会の場におきまして、地域課題の洗い出しや障害者雇用への理解の促進につきまして検討を進めており、今後も障害者の就業機会の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（井上正清君）

高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

はい。お答えをいただきました。

私もひまわりの家の近くに住んでいるものですから、よくひまわりの家の周りを車で通ったり、歩いて通ったりするわけですが、今考えてみますと、あの場所が適当な環境の良い、障害者にとって本当に環境の良い場所なのかなという疑問に、最近思いつつあります。時々外を散歩しておるんですが、県道のあたり、危険な場所を歩いておるのをよく見かけます。車の通行量も結構多い北山地区でありますので、今後ずっとあの場所にひまわりの家があつて正解なのかと、また違うもっと弱者に対応した、障害者に対応した場所が、適当な場所があるんじゃないかという気もしたりいたしておりますので、そこらあたりもどうお考えかお尋ねいたしたいと思えます。町長にお願いします。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは再質問にお答えさせていただきます。

先ほど言われた話で公共施設がどこまで残っているか、耐震も含めてですね、それを考えていけないといけないのと、地域の方と相談しながらですね、場所はどこかにしたらいいと、前の老人ホームの後ですね、あそこは非常に急傾斜ですし、車でもしなかったら上り下りが大変ということも聞いております。そのあたりも踏まえてですね、当然地域の方の賛同も得ながらどこかへするべきかなと思ってます。

先ほど言われた集団生活を今しているところ、小豆島町はソレイユというのを今やっています。それはB型の就労だと思えますけれども、A型もですね、まだ今日現在では名前は言えませんが、ある島内の企業が計画しているやには聞いております。そこの人も出来たら土庄町の公共施設のどこかを使ってという話も聞いておりますので、そのあたりもですね、そこの企業とも話しながら、できるだけ障害者の方が安心・安全に暮らせるような、親御さんもですね、安心できるような、そういう企業も探しながらこれからも進めていきたいと思

ますのでよろしく申し上げます。

○議長（井上正清君）

高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

町長の公約にもありましたように、土庄町、安全・安心して暮らせる町づくりということを掲げておりました。障害者にとっては、離島というハンデも抱えながら頑張っておるところでありますので、弱者にも目を向けた行政手腕を発揮していただければというように思います。これで質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（井上正清君）

2番 岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

2番、岡本です。

質問する前に、他府県で大きな土砂・水災害が起こっております。大変、犠牲がたくさんいて、本当にご冥福をお祈りしたいと思います。

小豆島からでも消防署員がたくさん応援に駆けつけたとお伺いしております。しっかりと行政の方もねぎらっていただきたいと思います。

我が町でも、大小に関わらず住民に不安をもたらす災害が起こっているが、町長の早めの判断で、今のところ大事に至ってはおりませんが、今後の災害対策としての人員配備、防潮堤、災害ごみの集積処理、災害時のエネルギー等をどのように考えているのか。いつ起こるか解らない災害に対して、復旧対策費の充実は町としてあるのかということ 1項目ごとに答えていただきたいと思います。

まず人員配備ですが、地域で防災に取り組んでいる法人があるとお聞きしていますが、町としては掌握しておられるのでしょうか。まずお答えください。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

岡本議員の1点目のご質問にお答えいたします。

まず、災害対策としての人員配置について申し上げますと、土庄町地域防災計画書及び水防計画書で規定しております。例えば、風水害に対しましては、気象警報、土砂災害警戒情報が発表された時点で水防本部が設置されます。ここに町長、副町長、教育長、総務課長、企画課長、建設課長、農林水産課長、福祉課長、健康増進課長、教育総務課長、生涯学習課長、あと消防長、消防団長が待機をいたしております。

さらに大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪に関する特別警報が発表された時は、大規模な災害が発生し、または発生が予想される時には、災害対策本部に移行いたします。災害対策本部に関する職員全員が配備されることとなっております。職員が減少する中で、陸こうや水門の管理、ポンプ場の管理、災害発生時の現地確認や対応を行う職員の配置が現在課題となっております。

そのような中で、災害時の相互応援に関する協定というのがございまして、今現在、土庄町は16件、協定を結んでおります。地域で防災に取り組んでいる法人と直接的にですね、町と防災に取り組んでいる法人とはございませんが、ただ平成29年度土庄町総合防災訓練の際に、NPO法人かがわ県防災教育振興協会にご協力いただいたという実績はございます。以上です。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

先ほど、そのようなNPO法人があるとお聞きしましたが、当然NPO法人であれば、先ほどと被ると思いますけれど、防災士の資格を持った人が当然おられると思います。そのような団体に、いち早くアポを取って、協定なり、委託なり、そのような契約をしていくことを強く望みます。

次2点目ですが、防潮堤について、またこれもダブるとは思いますが、あと数センチで海水が溢れてくる箇所が多数有りますが、町として掌握して、実質どのような対策を施しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（井上正清君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

岡本議員の防潮堤に関するご質問にお答えさせていただきます。

防潮堤に関しましては、香川県により平成27年3月に香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画が策定されまして、県管理港湾である土庄港要鉄地区の護岸の整備が対象となり、現在県の事業が進められているところでございます。

また、町管理港湾施設につきましては、港湾施設長寿命化計画策定事業において施設点検及び計画の策定を行いまして、今年度、小瀬港及び馬越港の修繕工事を実施しております。今後も、計画的に施設の長寿命化に努めます。また、町管理港湾の海岸施設につきましては、平成31年度以降で、海岸堤防等老朽化対策事業におきまして、施設の点検及び計画の策定を行いたいと考えております。

本町の海岸線は東西に長大であることから、海岸施設や防災対策を所管する関係機関と連携を密にし、地震・津波対策の強化を図って行きたいと考えております。以上です。



○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

しっかりと予算組みをして、想定外のことまで考えて行動を起こしてもらいたいと思います。

続きまして、災害ごみ集積処理についてですが、土砂・水災害後の集積場所はきちんと確保しているのか。また、処分場の馬越予定地は災害ごみまで集積できるのか、下の方に民家がありますが、二次、三次災害の危険性は無いのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（井上正清君）

住民環境課長 高橋幸光君。

○住民環境課長（高橋幸光君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

今後の災害対策としまして、災害ごみの集積処理につきましては、町が災害廃棄物の処理主体であることから、土庄町地域防災計画内で廃棄物処理計画を策定しております。その中で、仮置き場の配置や処理方法などについて具体的に示した町災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定をすることとなっております。

土庄町といたしましては、今年、小豆島町と連携し、小豆地区災害廃棄物処理計画策定業務として業務発注しており、12月末を目途に具体的な内容を協議しながら、土庄町の現状に即した計画を策定しているところでございます。具体的な協議項目といたしましては、組織体制・命令系統、情報収集・連絡、職員への教育訓練、一般廃棄物処理施設など、災害廃棄物処理、各種相談窓口の設置等、住民等への啓発・広報、処理事業費の管理など、また大規模水害における災害廃棄物でございます。この計画を踏まえまして、災害時には対応してまいりたいと思います。

また、馬越地区の、今基本計画を作成している場所につきましては、受け入れる方向で協議していきたいと考えております。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

今課長が言われたことは、全て計画でありますので、計画を速やかに実行に移していただかないと、各地域で災害が起きた時に幹線道路が全て機能していないという事実、そのような結果が出ておりますので、速やかに実行できるようにしてください。

続きまして、災害時のエネルギー等についてですが、各自治会、避難所等で2、3日賄える食事、ガスコンロ、鍋釜等の充実はきちんと出来ているのかというこ

とをお聞きしたいと思います。

○議長（井上正清君）

鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

お答えいたします。

災害時のエネルギー確保、まずこれにつきましては、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際には、施設において必要とされる最低限の機能を維持することを目的として、国の施策であります再生可能エネルギー等導入事業、この事業を活用いたしまして、土庄町では平成 25 年から平成 27 年度にかけてまして災害拠点や地区の避難所に太陽光ソーラーパネル、また蓄電池を設置しております。

具体的には、アクティブ大鐸、大部公民館、土庄町総合会館、旧高松法務局、土庄小学校、やすらぎプラザ、中央公民館、豊島小中学校、北浦公民館に設置済みでございまして、今年度は、ただいま建設中でございます四海公民館完成後には蓄電池を設置することで、各地区避難所への整備が完了いたす予定であります。

また、自助・共助・公助の中で共助の部分につきましては、地域住民が助け合って守るということが、非常に重要であると認識しております。自治会の中には、自主防災組織により防災用品、備蓄品等を整備しているところもござい

ます。

町としましても、宝くじ助成等を活用して、この備蓄・防災用品の整備の推進を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2 番（岡本経治君）

今 9 か所の名前が出ましたけれども、今、町としては食料品等の備品は、3 か所にとどめておるといことなので、配れないことはないと思います。しっかりと分配して、住民が困らないような対処の仕方を望むところでございます。

最後の災害復旧対策費の充実ですが、先ほども言われてましたけれども、県知事も防災に対して、しっかりと取り組んで行くと言っておられます。離島の町としてしっかりと準備をして、予算組みもしっかりとしていると思いますが、町長にお答えしていただきたいと思います。

町として速やかに、このこと防災に関して予算を組んで行動を起こしていくという心構えがあるのか、ないのかお聞きしたいと思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは岡本議員の再質問にお答えしますが、当然災害というのはいつ起こるか分からない。そんな中で庁内の中で会議もすぐ開くんですけど、総務課を中心にですね、色々に対応できるような、迅速に対応はとっていくつもりですし、今すでにとっております。当然、地震なんかは特に分かりませんから、そういったのは特に対応を進めていき、台風もですね、大体3日、4日前には、ある程度コースも決まっておりますから、そういうようなのを対応を早めにしていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

分かりました。想定外という言葉が出ないように、しっかりと町長の判断で、町民の命が守られたと言われるような取り組みをしていただきたいと思います。これをもって質問を終わります。

## 休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたしますが、テープチェンジ後すぐに再開いたしますので、離席はしないでください。

休 憩 午前 11 時 53 分

再 開 午前 11 時 55 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（井上正清君）

再開いたします。

○議長（井上正清君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

7番、福本耕太です。

質問に先立ちまして、今夏、台風や地震、大雨で被災された全国各地の皆様に対し、哀悼の意を示すとともにご冥福をお祈りしたいと思います。

では質問に入りたいと思います。

1つ目の質問は、重度心身障害者医療費の窓口無料化についてでございます。3月議会で、窓口無料化の実施を求めたのに対し、町は前向きに検討し、具体化を進めるということをお答えされました。その後の進捗状況をお聞きしたいと思います。実施はいつごろになるのでしょうか。実施の範囲、自治体によって異なりますが、土庄町ではどのようになるのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（井上正清君）

福祉課長 奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

重度心身障害者に係る医療費助成につきましては、後期高齢者医療の方を除き、県内医療機関での現物給付化に向けた準備を進めているところでございます。実施には、システム改修や県内医療機関への周知等が必要となりますことから、小豆島町と足並みを揃えることで、より効率的に進めてまいりたいと考えております。

実施時期につきましては、システム改修と現物給付化に対応した受給者証の交付などに係る必要経費を来年度当初予算をお願いをして、8月診療分から現物給付化できるようなかたちを目指したいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

ありがとうございました。明確な答弁ありがとうございました。

2つ目の質問に入りたいと思います。

次の質問は、土庄認定こども園の実施にあたり、町民誰もが参加できる、そして質問、要望ができる住民に開かれた懇談会、説明会を実施するよう求めるものでございます。

土庄認定こども園の開園にあたって、現在公立保育園や民間の保育園、幼稚園に子どもを通わせている保護者、これから通わせようと考えている住民をはじめ、当事者のみならず、多くの住民から関心が寄せられております。

関心の中心部分は、特にソフト面であります。土庄認定こども園の開園に伴い、こども園はどんな保育園、幼稚園になるのか。先生方と子どもとの関わり方が、現在とどう変わるのか。希望通り入園できるのか。預かってもらえる時間はどう変わるのか。また一方で、土庄認定こども園の開園に伴う他の保育園、幼稚園への影響。子どもへの影響はどうか。地元の幼稚園はどうか。かなど子どものいる世帯から不安の声が、多数私の元に寄せられております。

そこで提案でございますけれども、町教委として土庄こども園開園にあたってですね、町内の保育園、幼稚園体制がどうかを説明し、質問にも答え、要望も住民が語れるような懇談会を開いて欲しいと思います。

教育委員会の方の答弁を求めたいと思います。お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（井上正清君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、福本議員の質問にお答えいたします。

土庄こども園については、来年度の開園に向けて、現在、教育委員会及び園長先生で組織する開園準備委員会を月 2 回開催し、協議を進めているところです。その中でまず保育の体系としましては、各地域の子どもはその地域のこども園で保育をするという考え方から、土庄こども園についても土庄、湊崎地区の子どもを想定し、定員を設定しております。しかし、土庄町の就園の規則上の区域は、地域毎で区分していないことから、他の地域の子どもも保護者の仕事や家庭の事情で土庄こども園を選択することも可能としております。

また、土庄こども園については、土庄保育園との連携も考えておきまして、詳しい内容は、10 月中旬に開催される開園説明会で説明するつもりです。開園説明会では、入園の申込みに係るものだけでなく、保育時間や保育料、職員の勤務体系、また保育の方法なども説明する予定としております。

また、開園説明会の周知方法については、町広報を通じて行い、その報告についても幼保再編協議会で発行する再編だよりで広く保護者にお知らせしていく予定です。

いずれにせよ土庄こども園の開園については、様々な協議が必要でありまして、保護者には迅速な情報提供を心がけていかなければならないと考えております。子どもたちに負担のない、保護者のニーズに沿ったこども園となるよう工夫、検討が今後必要となりますので、関係者の方々のご理解とご協力の方よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

10 月の中旬に開園説明会を開くということで、ご答弁いただきました。非常に大事なことだと思います。先日も教育委員会の方に保護者の方からご質問があった点を届けさせていただいたんですけど、ちょっとびっくりするような誤解とか内容が非常に保護者の中に回っておりまして、そういう質問、不安の中にはですね、やっぱり保護者のこれからの不安がすごくやっぱり大きいというのがありますので、ぜひ10月の中旬にある開園説明会で、説明だけでなくでですね、質問とか要望も聞けるような会にして欲しいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（井上正清君）

佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

開園説明会につきましては、土庄こども園の説明だけでなく、連携する土庄保育園も説明をしていただく予定です。当然その中では最後に、質問、それから要望もお受けする予定としております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

1 回開催の予定であったんですけども、その後何回か開く予定というのがあるのでしょうか。

○議長（井上正清君）

佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

土庄こども園については、この1回なんですけど、来年の4月にはすべての園がこども園となる。今現在、幼稚園とか保育所ありますけれども、こども園に移行する予定でしておりますので、その開園説明会以後は、各園でその園に合った、事情に応じた開園説明会をする予定としております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

それは4月以降ということですか。

○議長（井上正清君）

佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

失礼しました。それは10月中に行う予定です。10月中旬に土庄こども園の開園説明会を行いまして、それ以後、各園での開園説明会も順次行っていくと、

そのような予定としております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

各園でも10月にやるということですか。分かりました。ありがとうございます。ぜひ多くの方の意見、それから不安に応えられるような会にさせていただきたいというふうに思います。提案したことについては、実施していただけないというふうにご理解さしていただきましたので、ぜひ進めていただきたいと思います。

3つ目の質問に入らせていただきます。

学校給食の無償化を求める質問でございます。文部科学省は、今年8月27日、公立小中学校の給食無償化に関する全国調査の結果を初めて公表いたしました。調査は、全国1,740市区町村の教育委員会を対象に実施されています。2017年度は、全国の4.7%に当たる82市町村が、給食費を無償化しており、特徴は、人口規模が少ない自治体ほど積極的に給食費無償化を導入しており、人口増加対策として位置付けているということです。小中学校のいずれも給食費を無償化していたのは、全体の82市町村のうち76市町村、小学校のみは、6市町村のうち4市町村、中学校のみは、残る2町でした。

1つ目のいずれも無償化していた76市町村を人口別に区別すると、1万人未満が76市町村の5割を占め、3万人未満は71町村で76市町村の9割を占め、3万人以上は5町村で6%となっており、人口規模が小さい自治体ほど積極的に給食無償化を導入している傾向があることを文科省は明らかにしております。

1,740市区町村から、小中両方、または小中どちらかを無償化している82市町村を除く1,658市町村のうち424市区町村（24.4%）が、第2子以降のみ給食費を補助するなど、部分的な支援を行っています。残る1,234市区町村、我が町も含まれていると思うんですけども、費用を親が負担するというかたちとなっています。無償化している82市町村に文科省がその効果を尋ねたところ、保護者の負担軽減とあわせて教職員の給食費徴収や未納対応などの煩雑さが解消されたことが特徴として挙げられています。

こうした文科省の調査結果を踏まえて、学校給食の無償化は、我が町にとっても有効な施策であると考えております。実施を求めたいと思いますが、町の考えを聞きたいと思います。あわせて実施した場合にかかる費用はいかほどか答弁をお願いします。

○議長（井上正清君）

佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、福本議員の質問にお答えいたします。

土庄町の学校給食については、中央学校給食センターにおいて毎日約 1000 食分の給食を調理しておりまして、土庄小学校、土庄中学校、豊島小中学校、土庄、湊崎、四海幼稚園へ配送しております。予算上の経費としましては、平成 29 年度決算額で約 9,000 万円です。その内保護者が負担している給食費にあたる原材料費については、5,250 万円となっております。

一方、給食費の減額につきましては、就学援助費を受給している世帯については 9 割の減額、それから生活保護世帯につきましては全額の補助、無償としておりまして、現実的にはその世帯の所得を加味した給食費となっていると考えております。

また、全国的に見ると給食費を無償化している自治体もありますが、保護者の収入に関係なく一律に無償にすることについては、それを公費で賄うこととなりますので、町への財政負担を考えると問題があるのではないかと考えております。

教育委員会としましては、やはり個々人の生活は各人が自立して生活することが基本でありまして、もしそれができない場合は、社会でそれを支えていくという考え方から、一律に所得等の制限なく給食費を無償化することについては、今のところ難しいと考えておりますので、ご理解の方よろしく願いいたします。以上です。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

すいません。ちょっと聞き取れなかったんですけど、無償化した場合の金額はいくらなんですか。どの数字を。

○議長（井上正清君）

佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

無償化した場合は、今現在 5,250 万円が給食費として徴収しておりますので、その金額になろうかと思えます。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

今、教職員のですね、煩雑さの軽減といった部分についても文科省の方から出ている調査の結果を報告させていただいたんですけど、土庄町の場合はどういふかたちになっていますでしょうか。給食費の徴収とか未納の対応について。

○議長（井上正清君）



佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

土庄町の給食費につきましては、各学校で徴収しております、今のところどの学校についても、園も含めて未納はございません。以上です。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

質問の仕方が悪かったんで、未納かどうかということではなくて、職員の給食費の徴収とか未納対応の煩雑さが解消されて、学校運営にも良い効果が上がっているというのが、文科省のほうの、出てきているんですけど、土庄町の場合は煩雑さが大きく学校の運営の中で先生の負担になっているかどうかという点について分かりますか。

○議長（井上正清君）

佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

給食費の徴収等につきましては、各担任、それから事務が担当はしておりますが、それにもものすごく時間を取られるとか、それについて人的な補助をして欲しいとか、そういうふうな話は聞いておりません。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

全国的に人口が少ない自治体で多く実施されているということで、そういうことも踏まえて1回目の質問ですので、細かいところまでは調べていませんので、また今後、細かいところを引き続き調べながら質問を続けていきたいというふうに思います。

では最後の4つ目の質問に入りたいと思います。豊島航路についての質問でございます。

前回の質問の続きになるんですけども、これからですね、来年芸術祭が行われるということですね、積み残しが懸念されております。前回の質問の中で、フェリー会社に対して、町が積み残しの状況を把握するために月報であるとか、そういう常に把握できるような体制をとってはどうかという質問をしたと思うんですけども、把握する具体的な対策ということについては、どのようにお考え、前回月報の話をしておりますけれども、月報するんであれば月報するとお答えいただけたらと思いますし、でないのであれば具体的にこういう策を考えてますという具体策を示していただくことでも良いと思いますし、具体的な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

企画課長 椎木 孝君。

○企画課長（椎木 孝君）

福本議員の4点目のご質問にお答えをいたします。

瀬戸芸開催時の豊島航路の積み残し対策ですが、生活航路であり、島民の足の確保という観点から、フェリー会社に情報を求め、具体的な状況把握に努めていきたいと思っており、その情報提供方法につきましては、先ほど言われました月報をとるとか、週に1回フェリー会社に出向くとか来てもらうとかそういった連携をしていきたい。フェリー会社とこれから協議をしたいと考えております。以上です。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

ではあわせて質問しますけれども、具体的にそういった問題が出てきた場合、今年において、今までは出てきておりますけれども、出てきた場合については、今までと違う対応として、どういうふうにしようと考えてますか。というのは具体的に私今まで、フェリーを2隻から1隻にしたことについての弊害というのは大きく出ているというふうに感じておりました、一時的にでも2隻に戻すということも求めておりますけれども、具体的に出てきた場合についてはそういうことも考えて欲しいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（井上正清君）

椎木 孝君。

○企画課長（椎木 孝君）

福本議員の再質問ですが、具体的に出てきた場合というところでございますけれども、6月議会でもお答えしましたように、前回の瀬戸芸の時にマーレてしまからひかりに変わった時点で積み残しは特には、豊島住民の方、フェリー会社等からも問い合わせをした中では聞いてはおりませんが、今後、来年の2019に向けて、もし出てきた場合につきましては、豊島地区の土庄航路の確保維持、協議会がございます。その中で具体的にですね、フェリー会社に島民の足の確保に努めるよう要請をしまして、それでなおかつ協議会の中で、具体的な対応策を図るよう協議を行い、改善していきたいと考えております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

具体的にフェリー会社の方に要請していくということなんですけども、町としては、具体的に何が必要になってくるとお考えでしょうか。

○議長（井上正清君）

椎木 孝君。

○企画課長（椎木 孝君）

再質問にお答えいたしますが、町といたしましては、繰り返しになりますが、住民の足の確保が一番大事でありますので、それができるような具体策を協議会で協議をしていきたいと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

質問を終わります。

### 討論、採決（議案第1号～議案第3号、議案第5号～議案第7号）

○議長（井上正清君）

日程第3、議案第1号 平成30年度土庄町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第4、議案第2号 平成30年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

日程第 5、議案第 3 号 平成 30 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 6、議案第 5 号 土庄町過疎地域自立促進計画の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 7、議案第 6 号 土庄町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 6 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

日程第 8、議案第 7 号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 議員の派遣

○議長（井上正清君）

日程第 9、議員の派遣についてを議題といたします。

本定例会閉会中に、議員の派遣についての申出書が提出されております。  
詳細については、印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第126条の規定により議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしておりますとおり議員を派遣することについてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員を派遣することに決しました。

## 閉会中の継続調査申出

○議長（井上正清君）

日程第10、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第74条の規定により、各委員会の委員長から、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

## 閉会

○議長（井上正清君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて平成30年9月土庄町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れ様でした。

閉 会 午後0時22分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（井上正清）

同議員（母倉正人）

同議員（山崎勝義）